

## 第10回 長良川流域新五流総地域委員会 議事概要

長良川流域新五流総地域委員会事務局

日時：令和3年8月12日（木）14：00～16：00

場所：OKB ふれあい会館 第2棟 土木1会議室

### 1 議事

- (1) 規約の改正について
- (2) プランへの新規箇所追加について
- (3) 長良川流域における総合的な治水対策プランの進捗について
- (4) 市・町の取組・検討状況、課題等について
- (5) 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組の改定について
- (6) その他

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ①流域治水関連法改正について       | 【河川課】        |
| ②砂防部局の取組みの共有について     | 【砂防課】        |
| ③木曽川水系流域治水プロジェクトについて | 【木曽川上流河川事務所】 |
| ④防災教育の取り組みについて       | 【木曽川上流河川事務所】 |
| ⑤顕著な大雨に関する気象情報について   | 【岐阜地方気象台】    |

### 2 議事要旨

#### 議事（1）規約の改正について

規約の改正が必要となった背景や改正の内容について、資料に基づいて事務局から説明があり、了承が得られた。

規約を改正し、当日付けで施行する。

#### 議事（2）プランへの新規箇所追加について

新規に追加する五六川及び長良川（剣・万場地区）について、資料に基づいて事務局より説明があり、質疑や意見交換等は特になく、新規箇所追加として了承が得られた。

#### 議事（3）長良川流域における総合的な治水対策プランの進捗について

ハード対策（河川整備、耐震化、長寿命化）及びソフト対策について、資料に基づいて事務局より説明があり、質疑や意見交換等は特になく、プランに基づいたハード対策およびソフト対策（土木事務所実施）の進捗について了承が得られた。

#### 議事（４）市・町の取組・検討状況、課題等について

市町の取組み・検討状況、課題等について、資料に基づいて美濃市、山県市、瑞穂市、北方町、富加町の５市町の首長から説明があり、質疑応答、意見交換がなされた。各市町の説明概要や意見交換の主な内容は以下のとおりである。

##### 【各市町の説明概要】

###### [美濃市]

- ・近年は雨の降り方が変化してきているが住民の認識・意識には変化がなく、避難指示を出しても避難に繋がっていない。そのため、住民に危機感が伝わるような情報発信をしなければならない。
- ・農業ため池は、受益者がいない場合、廃止することとなっているが、山間部の谷にあるため池が廃止された場合、土砂災害が発生した際に土砂が民家まで流れることなどが懸念されるため、豪雨時には遊水地として活用できないか調整いただきたい。

###### [山県市]

- ・令和３年４月に想定最大規模降雨（L2）に対応した洪水ハザードマップを作成し、全戸配布、公民館等への掲示、小中学校の防災授業での活用依頼を実施。
- ・登録制メールにて防災情報を配信するサービスを整備し、周知に努めたが、現在のところ登録者が少ないため、登録者数を増やすことに苦慮している。

###### [瑞穂市]

- ・岐阜県防災課と連携し、社会福祉施設を対象とした避難確保計画策定説明会を開催。コロナ禍であることから、Zoomを活用したオンラインセミナーとして実施。
- ・避難情報の伝達ツールである市民メールについて、今年度はチラシを各世帯にポスティングしたところ、登録者数が大きく増えた。今後も登録者数が増加するよう呼び掛けていく。

###### [北方町]

- ・自治会ごとに、課題を見つけて訓練メニューを決めていく形で自主防災訓練を実施。
- ・自治会ごとに取り組む姿勢に温度差があることや、若い人が参加しやすい環境やコロナ禍でも取り組めるようなメニューの整備が課題。

- ・岐阜連携都市圏の防災分野別連携会議にて、越境避難に関する検討を実施。

[富加町]

- ・防災行政無線のデジタル化を実施し、町内全戸に戸別受信機を配布。また、登録制メールを活用した防災情報の配信を実施。
- ・避難指示などの避難情報を出す際には、町内を地域別に分割し発令。

【質疑応答・意見交換】

[美濃土木事務所]

- ・流域治水の観点から、使用されていない農業ため池を治水目的に活用することは良いことであるが、それを実施するためには国レベルでの制度や環境の整備が必要である。

[事務局]

- ・昨年度に国が主体となり、水系ごとに治水協定を締結している。その中で、一級河川の指定区域内の農業ため池は一部が協定に含まれており、治水ダムと同様に事前放流に対応するよう活用することとなっている。

議事（５）水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組の改定について

「既存の取組方針」改定の方向性や新たな「取組方針（案）」の構成、今後のスケジュールについて、資料に基づいて事務局から説明があり、質疑や意見交換は特になく、了承が得られた。

議事（６）その他

資料に基づき、関係機関等から情報提供があった。それらの概要は以下の通りである。

① 流域治水関連法改正について

- ・県庁河川課から、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の背景やその必要性、対策対象の拡張等、および、今後のスケジュールについて説明があった。あわせて、流域治水の計画や体制の強化、被害軽減等のための対策について説明があった。

② 砂防部局の取組みの共有について

- ・県庁砂防課から、土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みの事例について説明があった。

③ 木曾川水系流域治水プロジェクトについて

- ・木曾川上流河川事務所から、「流域治水」の施策の考え方や進め方、木曾川水系長良川流域治水プロジェクトの地域の特性に応じた対策の説明があった。

④ 防災教育の取り組みについて

- ・木曾川上流河川事務所から、これまでの防災教育の取り組みと今後の展望について説明があった。

⑤ 顕著な大雨に関する気象情報について

- ・岐阜地方气象台から、「線状降水帯」による危険度の高まりの情報発表、その背景や情報の発表基準について、危険度の高まりの情報は現に線状降水帯による豪雨の発生を受けて発表されるものであることなどの説明があった。

以 上